

アドバンス IP News

2016年7月1日発行 第79号

Contents

目次

暑中お見舞い申し上げます

○トピックス○

注目分野の特許出願技術動向調査
 ～日本の強み弱みを見据えた研究開発戦略構築へ～…………… 2

○審決情報○

不服2015-19844
 (商願2014-92013拒絶査定不服審判事件)…………… 3

○判決情報○

〔特許〕
 平成27年(ワ)第12414号 特許侵害差止等請求事件…………… 5
 〔著作権法〕
 平成27年(ワ)第21850号 楽曲演奏禁止等請求事件…………… 8
 〔商標〕
 平成27年(行ケ)第10193号 審決取消請求事件…………… 10

○海外情報○

〔中国〕
 商標：商標の無断使用者に対処するための「先行関係」を
 間違いなく確立する方法…………… 12
 商標：会社設立と商標登録…………… 12
 特許・意匠：中国の最新裁判情報
 知的財産裁判において注意すべき若干の法律上の問題（特許編）… 13

○特許紹介○

特許第5866736号「タッチパネル操作具」のご紹介…………… 16

1. 概要

経済産業省ホームページ平成28年5月25日更新(公表)記事によりますと、日本国特許庁は、日本が目指すべき研究開発の方向性を示すため、ウェアラブルコンピュータ、自動車用予防安全技術、衛星測位システム等の社会的に注目を集めている技術分野を中心に20の技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施しました、としております。

2. 調査結果の概要(一部抜粋)

[ウェアラブルコンピュータ]

腕時計型のウェアラブルコンピュータは、今後市場が大きく伸びると予測されている注目分野であり、米国が先行していますが、近年、各国が出願を増加させており、日本も出願を急増(2013年は前年比約3倍)させている状況です。

日本が比較的注力している腕時計型の小型軽量化技術は、各国の出願が未だ少なく、腕時計型で先行する米国さえも、網羅的な特許網を構築できていない可能性があります。

ファッション性やブランド性が重視される腕時計型は、デザインの自由度向上に資する小型軽量化が重要であるため、日本は引き続き腕時計型の小型軽量化の研究開発を強化すべきです。

[自動車用予防安全技術]

車両自身が自動制動等を行うことで事故を予防する自動車予防安全技術について、日本は、自国はもちろん海外各国へも積極的に出願しており、カメラや車間距離を測定するミリ波レーダ等の、車両から視認できる範囲を認知する技術では海外と比較し、圧倒的に多く出願しています。

一方、車両と歩行者等を繋ぐ通信技術等の車両から視認できない範囲を認知する通信技術についてはドイツが日本よりも多く特許出願をしている状況です。

車両と歩行者間の事故を防ぐという観点では、車両から視認できない歩行者の存在を認知できる

通信技術等のIoT関連技術が重要となる可能性があり、日本の企業においても、こうしたIoT関連技術について必要な特許権を確保しておく必要があります。

[衛星測位システム]

衛星測位システムは、衛星から送信される信号を利用して、物の位置や移動速度、方向、姿勢等を算出するものであり、代表的なシステムとしてGPSがあります。

応用産業別の市場では携帯電話(53.2%)や自動車(38.0%)による利用が市場の大部分(91.2%)を占めており、携帯電話等の受信機側の「省電力化技術」において、日本は出願件数、出願比率ともにトップであり、活発に出願をしています。

今後は日本が優位性を有する受信機側の「省電力化技術」を活用することで、携帯電話のみならず、派生製品として、ウェアラブル機器としてのスポーツ機器や、高齢者等の見守り機器等への応用が期待されます。

3. 調査結果の活用

過年度の特許出願技術動向調査の結果は、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)における推進委員会、文部科学省のナノテクノロジー・材料科学技術委員会等で活用されています。平成27年度の特許出願技術動向調査の結果についても、各府省庁の産業政策・科学技術政策の策定、企業や大学等の研究開発戦略策定に資する調査結果を積極的に情報発信していく予定です。

上記トピックスにつきましては、経済産業省ホームページの下記該当ページをご参照下さい。

「注目分野の特許出願技術動向調査をとりまとめました～日本の強み弱みを見据えた研究開発戦略構築へ～」(同省2016年5月25日更新ニュースリリース)

<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525001/20160525001.htm>

1. 争点

「泉」はありふれた氏か否か 商標法第3条第1項第4号の該当性

2. 本願商標

出願番号：商願2014-92013

商 標：「泉」（標準文字）

指定商品：第33類

泡盛，合成清酒，焼酎，白酒，清酒，直し，みりん，洋酒，果実酒，酎ハイ，麦芽及び麦を使用しないビール風味のアルコール飲料，中国酒，薬味酒

出 願 人：サッポロビール株式会社

出 願 日：平成26年（2014）10月31日

審判請求日：平成27（2015）年11月4日

審決確定日：平成28（2016）年4月18日

3. 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、『泉』の文字を標準文字を用いて表してなるものであるが、これは我が国においてありふれた氏の一つと認められる。そうすると、本願商標は、単にありふれた氏を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものと判断するのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶した。

4. 当審の判断

本願商標は、『泉』の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、姓氏の一つであるとしても、『地中から湧き出る水または湯。また、その場所。』（株式会社岩波書店『広辞苑第六版』）の意味を有する語として、一般に親しまれているものである。

また、当審において職権をもって調査したところ、北海道芦別市泉、宮城県仙台市泉区、千葉県柏市泉、神奈川県横浜市泉区、静岡県熱海市泉、富山県氷見市泉、岡山県総社市泉、福岡県春日市

泉等、全国各地に『泉』という地名が多数あることが認められる。

そうすると、本願商標は、姓氏の一つである『泉』のみを想起させるものとはいえ、上記した複数の意味合いを想起させるものであるから、単にありふれた氏を普通に用いられる方法で表したものと認識させるものとはいえない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当しない。」

5. コメント

商標法3条1項4号は、「ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は登録が受けられない旨を規定しています。「ありふれた氏又は名称」は、例えば、電話帳において同種のものが多数存在するものをいいます。また、「ありふれた氏」に「株式会社」「商店」などを結合したものは、「ありふれた名称」に含まれます。例えば、山田、スズキ、WATANABE、田中屋、佐藤商店などは、「ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当し、登録が認められません。4号に関する審決例を見ますと、ありふれた氏であるか否かについての特許庁の判断は、電話帳のほかインターネットで多数見受けられるものであるかどうか、他の意味合いとして認識されているか等が考慮されています。

本件では、本願商標は姓氏というよりは、『地中から湧き出る水または湯。また、その場所。』の意味として需要者に認識されていることが影響し、ありふれた氏との認識はされないと判断されています。また、「泉」という地名が多数存在していることも、本願商標がありふれた氏であるとの認識を否定する理由の一つとなっています。

本審決を考慮しますと、ありふれた氏を否定する主張としては、姓氏に該当する文字が姓氏以外の意味を有すること、地名等に使用されていること、それにより姓氏以外の意味合いが認識されていることが必要になりそうです。例えば、林、清水、谷、関、堤などは、上記要件に当てはまると

いえます。林、清水は姓氏を認識させる度合いが強いといえますので、ありふれた氏に該当すると思われ、一方、谷、関、堤は姓氏というよりはその他の意味合いも認識され得るといえますので、本審決のようにありふれた氏に該当しないとも考えられそうです。

4号は、ありふれた氏であることのほか、普通に用いられる方法で表示する標章のみであることも要件となっています。そのため、ありふれた氏であっても、図形と一体的に構成されている場合や特徴的なロゴ等で構成されている場合は登録可能性があります。「Kawasaki (ロゴ)」の文字が4号に該当するか否かを判断した判決例では（平成24年(行ケ)第10002号 審決取消請求事件)、「エーリアルブラックに似た極太のゴシック書体で強調して書かれており、字間が狭く、全体的に極めてまとまりが良いことから、単なるゴシック体の表記とはいえ、見る者に、力強さ、重厚さ、

堅実さなどの印象を与える特徴的な外観を有する」として、「一義的に姓氏を連想させる表記ということとはできない」と判断されています。

また、4号に該当する商標であっても、使用により出願人の業務に係る商品・役務であることが認識されている場合には、法第3条第2項に該当し、登録が認められます。審決例を見ますと、4号に該当する商標が、法第3条第2項が適用され登録に至っているケースがいくつか見受けられます。また先の判決例においても、4号該当性に加え法第3条第2項の該当性も判断され認められています。

姓名は商号として一般的に使用されている例が多く、商標として権利化を目指すケースが少ないように思います。姓名がありふれている場合には、図形の付加やロゴ化などデザイン的な商標を選択したり、姓名を商標として使用している実績等を考慮して出願を検討する必要があります。

1. 標題

対象物件が政令処分の対象となった「(用途に使用される)物」の均等物ないし実質的に同一と評価される物(「実質同一物」)であるか否かについて争われ、原告の訴えが棄却された事例。

(平成28年3月30日 東京地裁判決言渡)

2. 関連キーワード

構成要件の充足性、均等物、延長登録無効

3. 関連特許法規

100条、104条の3、(125条の2)

4. 事案の概要

本件は、発明の名称を「オキサリプラチNUMの医薬的に安定な製剤」とする特許権(以下「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」という。)を有する原告が、被告の製造販売に係る別紙被告製品目録記載の各製剤(以下、それぞれ、同別紙の番号に従い、「被告製品1」などといい、これらをまとめて「被告各製品」という。)は、本件特許の願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲の請求項1に係る発明(以下「本件発明」という。なお、特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるか否かは、請求項ごとに判断されるべきことに鑑み、以下、本件特許のうち本件発明に係るものを「本件発明についての特許」という。)の技術的範囲に属し、かつ、存続期間の延長登録を受けた本件特許権の効力は、被告による被告各製品の生産、譲渡及び譲渡の申出(以下「生産等」ということがある。)に及ぶ旨主張して、被告に対し、被告各製品の生産等の差止め及び廃棄を求める事案である。

5. 本件発明について

ア 本件発明1(本件明細書の特許請求の範囲の請求項1記載の発明)を構成要件に分説すると、

次のとおりである(以下、分説に係る各構成要件を符号に対応して「構成要件A」などという。)

- A 濃度が1ないし5mg/mlで
- B pHが4.5ないし6の
- C オキサリプラチNUMの水溶液からなり、
- D 医薬的に許容される期間の貯蔵後、製剤中のオキサリプラチNUM含量が当初含量の少なくとも95%であり、
- E 該水溶液が澄明、無色、沈殿不含有のままである、
- F 腸管外経路投与用の
- G オキサリプラチNUMの医薬的に安定な製剤。

6. 争点

原告が言わんとする争点は、以下の6点である。なお、各争点についての原告及び被告の主張は本稿では割愛する。

(争点1) 被告各製品は構成要件C、同D及び同Gを充足するか

(争点2) 被告各製品は本件各処分の対象となった物又はその均等物ないし実質的に同一と評価される物か

(争点3) 本件発明は乙第5号証又は乙第9号証を主引例とすることにより新規性又は進歩性を欠くか

(争点4) 本件各延長登録は延長登録無効審判により無効にされるべきものか

そして、当裁判所は、争点2についてのみ判断し、被告の主張を退けた。なお、争点1、3及び4については判断しなかった。

7. 当裁判所の判断(争点4について)

(※)被告各製品は本件各処分の対象となった「当該用途に使用される物」の均等物ないし実質同一物に該当するといえるかについて

ア 考え方

被告各製品が本件各処分の対象となった「当該用途に使用される物」とはいえないとしても、前記(1)イで説示したところによれば、被告各製品と本件各処分の対象となった「当該用途に使用

される物」との相違が、被告各製品について政令処分を受けるのに必要な試験が開始された時点において、本件発明の種類や対象に照らして、周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等であって、新たな効果を奏するものではない場合には、その「当該用途に使用される物」の均等物、あるいはその「当該用途に使用される物」の実質同一物と認めるのが相当である。

医薬品医療機器等法所定の医薬品に係る特許発明において、「当該用途に使用される物」との均等物、あるいは「当該用途に使用される物」の実質同一物かどうかを判断するに当たっては、例えば、次のように考えることができる。当該特許発明が新規化合物に関する発明や特定の化合物を特定の医薬用途に用いることに関する発明など、医薬品の有効成分（薬効を発揮する成分）のみを特徴的部分とする発明である場合には、延長登録の理由となった処分の対象となった「物」及び「用途」との関係で、有効成分以外の成分のみが異なるだけで、生物学的同等性が認められる物については、当該成分の相違は、当該特許発明との関係で、周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等に当たり、新たな効果を奏しないことが多いから、「当該用途に使用される物」の均等物や実質同一物に当たるとみるべきときが少なくないと考えられる。他方、当該特許発明が製剤に関する発明であって、医薬品の成分全体を特徴的部分とする発明である場合には、延長登録の理由となった処分の対象となった「物」及び「用途」との関係で、有効成分以外の成分が異なっていれば、生物学的同等性が認められる物であっても、当該成分の相違は、当該特許発明との関係で、単なる周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等に当たるといえず、新たな効果を奏することがあるから、「当該用途に使用される物」の均等物や実質同一物に当たらないとみるべきときが一定程度存在するものと考えられる。

イ（省略）

ウ 検討

上記のとおり、本件発明は、「オキサリプラチン又ムの医薬的に安定な製剤」に関する発明であり、医薬品の成分全体を特徴的部分とする発明であって、原告は、その実施として、「オキサリプラチン」

と「注射用水」のみを含み、それ以外の成分を含まないとするエルプラット点滴静注液（製剤）について本件各処分を受けたものである。これに対し、前記前提事実、上記（１）工及び（２）の各認定事実、証拠（乙４）並びに弁論の全趣旨によれば、被告各製品は、「オキサリプラチン」と「水」又は「注射用水」のほか、有効成分以外の成分として、「オキサリプラチン」と等量の「濃グリセリン」を含有するもので、オキサリプラチンを水に溶解したもの（以下、「オキサリプラチン」と「水」又は「注射用水」以外の成分の有無を問わず、「オキサリプラチン水溶液」という。）にグリセリンを加えたのは、オキサリプラチン水溶液の保存中に、オキサリプラチンの分解が徐々に進行し、類縁物質であるジアクオDACHプラチンやその二量体であるジアクオDACHプラチン二量体を主とした種々の不純物が生成するため、オキサリプラチンの自然分解自体を抑制するというを目的としたものであることが認められる。これを、本件発明との関係でみると、被告各製品について政令処分を受けるのに必要な試験が開始された時点において、オキサリプラチン水溶液にオキサリプラチンと等量の濃グリセリンを加えることが、単なる周知技術・慣用技術の付加等に当たると認めるに足りる証拠はなく、むしろ、オキサリプラチン水溶液に添加したグリセリンによりオキサリプラチンの自然分解を抑制するという点で新たな効果を奏しているとみることができる（なお、本件各処分の対象となった「当該用途に使用される物」については、保存中にオキサリプラチンが自然分解し、シュウ酸を含有するに至ることがあることは、前示のとおりである。また、オキサリプラチン水溶液に添加されたシュウ酸がオキサリプラチンの自然分解を抑制することは知られているが、シュウ酸は人体に有害な物質である。）。

そうすると、被告各製品は、「オキサリプラチン又ムの医薬的に安定な製剤」に関する発明であって、医薬品の成分全体を特徴的部分とする本件発明との関係では、本件各処分の対象となった物とは有効成分以外の成分が異なる物であり、当該成分の相違は、被告各製品について政令処分を受けるのに必要な試験が開始された時点において、本

件発明との関係では、単なる周知技術・慣用技術の付加等に当たるとはいえず、新たな効果を奏するものというべきである。

したがって、「分量、用法、用量、効能、効果」について検討するまでもなく、被告各製品は、本件各処分の対象となった「当該用途に使用される物」の均等物ないし実質同一物に該当するということはできない。

この点、原告は、被告各製品に含まれる「濃グリセリン」があくまで「添加物」であるとか、被告各製品は、本件各処分の対象となった物と生物学的同等性を有することを前提に、本件各処分で用いられた臨床成績をそのまま利用して承認を得たものであるなどと主張する。しかし、被告各製品が、エルプラット点滴静注液と有効成分である「オキサリプラチン」が共通し、生物学的同等性を有するとされており、「濃グリセリン」それ自体が「添加物」であるとしても、上記のとおり、「オキサリプラチン」の医薬的に安定な製剤」に関する本件発明が、医薬品の有効成分のみを特徴的部分とする発明ではなく、医薬品の成分全体を特徴的部分とする発明であって、そのような本件発明との関係では、上述した有効成分以外の成分の相違は、単なる周知技術・慣用技術の付加等には当たらず、新たな効果を奏するものというべきであることからすれば、有効成分である「オキサリ

プラチン」が共通し、生物学的同等性を有するとされていることをもって、直ちに均等物ないし実質同一物と認めることはできないのであって、原告の上記主張は、採用することができない。

8. コメント

本稿では記載しませんでした。争点2に係る判断においては、特許権の存続期間の延長登録の制度趣旨を丁寧に説示した上で、「当該特許発明が製剤に関する発明であって、医薬品の成分全体を特徴的部分とする発明である場合には、延長登録の理由となった処分の対象となった「物」及び「用途」との関係で、有効成分以外の成分が異なっていれば、生物学的同等性が認められる物であっても、当該成分の相違は、当該特許発明との関係で、単なる周知技術・慣用技術の付加、削除、転換等に当たるといえず、新たな効果を奏することがあるから、「当該用途に使用される物」の均等物や実質同一物に当たらないとみるべきときが一定程度存在するものと考えられる。」と判示して原告の請求を退ける結果となりました。

本件の詳細は、下記のURLをご参照下さい。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/838/085838_hanrei.pdf



1. 標題

原告楽曲の著作者である原告が、被告らが原告楽曲に依拠して原告楽曲に類似した被告楽曲を創作し、被告楽曲を収録したDVDの販売等により原告の著作権を侵害しているとして、原告が著作権法違反等を理由に損害賠償等を請求したものの、請求が棄却された事案。（平成28年5月19日東京地裁 民事第46部）

2. 関連法規

著作権法第21条、著作権法第27条

3. 事案の概要

（1）判決文によると、「本件は、別紙楽譜目録記載2の楽曲（以下「原告楽曲」という。）の著作者である原告が、被告Y、被告Z及び被告SEが原告楽曲に依拠してこれに類似した被告楽曲を創作し、被告TCがこれを番組内で放送し、被告SDがこれを収録したDVDその他の物を販売したことが原告の著作権（複製権又は編曲権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害している」と主張して、被告らに対し、①著作権法112条に基づき被告楽曲の演奏、複製等及びこれを録音又は録画したCD、DVDその他の物の複製等の禁止を求めるとともに、②民法709条、著作権法114条2項に基づき、損害賠償金（被告Y、被告Z及び被告SEに対し9000万円、被告TCに対し7000万円、被告SDに対し6000万円）及びこれに対する不法行為の後である訴状送達日の翌日（被告Yにつき平成27年9月3日、その余の被告につき同月2日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案」です。

（2）当事者及び事実関係

（ア）本件の原告は、原告楽曲の著作者であり、テレビコマーシャル用その他の音楽の作曲家です。また、原告楽曲は、被告Zからテレビ番組「しまじろうのわお」内で放送予定のダンスコーナーで演奏される楽曲が募集されたのを受け、原告により作曲され、被告Zに送付されたものであるということです。なお、被告らは原告楽曲の旋律について、裁判所に提出された別紙被告主張楽譜記載2のとおり主張しているということです。

（イ）一方、本件の被告らのうち、被告Yは、Mを通称として、音楽の作曲等を行う者です。また、

被告SEは音声及び映像のソフトウェアの企画・制作等を主な事業とする株式会社であり、被告Zはその従業員であったということです。また、被告TCは放送法による基幹放送事業及び一般放送事業等を主な業務とする株式会社、被告SDは音声・映像のソフトウェアの製造、販売、配信等を主な業務とする株式会社ということです。

そして、本件では、被告Yは、被告楽曲を創作し（なお、被告らは被告楽曲の旋律について、裁判所に提出された別紙被告主張楽譜記載1のとおり主張しているということです。）、被告TCは、平成25年4月頃から平成27年2月頃まで、番組名を「しまじろうのわお」とするテレビ番組内で被告楽曲を放送し、被告SDは、被告楽曲を収録したDVD等を販売しており、そのジャケットにおいては、被告楽曲につき「作曲・編曲：M」と表示されているということです。

4. 本件の争点

本件では、原告楽曲と被告楽曲の同一性ないし類似性及び依拠性について、が争点となりました。

5. 裁判所の判断

本件判決では、次のように原告の主張をいずれも否定して、原告の請求を棄却しています。

裁判所の認定によれば、「原告楽曲及び被告楽曲はいずれも同一の歌詞に曲を付したものです。上記「原告楽曲及び被告楽曲の各楽譜につき、原告は別紙楽譜目録のとおり、被告は別紙被告主張楽譜のとおりである旨それぞれ主張」しており、原告が提出したものと被告が提出したものとでは、違いがあったようです。そこで、裁判所では最初に、「前者は、各楽曲の終止音の高さが同じになるよう移調された点、被告楽曲の第1小節の8音の高さが同一である点等で後者と異なっており、後者に比し両楽曲の共通点が多いものとなっている。そうすると、前者により著作権等の侵害が否定されるとすれば後者によっても否定されるので、前者に基づく原告の主張の当否につきまず検討することとする」としました。

そして、裁判所では、楽曲全体の構成、歌詞の各音に対応する音符の長さ、各楽曲の旋律、BPM（1分当たりの拍子数）などをそれぞれ認定した他、次のように、当事者の楽曲が、被告Zにより、「原告及び被告Yを含む多数の作曲家に対し、テレビ番組「しまじろうのわお」内で放送予定の

ダンスコーナーで使用される楽曲として、①子供向け番組であるが、「子供が真似したがる繰り返し感」と「大人が引っかかる耳に残るメロとアレンジ」を両立したダンス曲とすること、②沖縄民謡、レゲエ及びハワイアの要素をミックスし、指定された部分（第4フレーズの後）に4拍程度の間を置くこと、③曲全体の長さが89秒であること、④指定された歌詞（前記ア）に合わせること、⑤従前の曲より低年齢の子供でもダンスができる感じとすること、⑥ボーカルは男性であるが、歌詞の一部（第4フレーズ）は沖縄のお囃子風の女性の歌唱を想定していることといった条件に合うものを募集したものであることや、「原告楽曲及び被告楽曲はいずれもこの募集条件に合致するように作曲されたものである」ことを認定しました。

その上で裁判所は、「上記事実関係によれば、原告楽曲と被告楽曲の旋律は、旋律の上昇及び下降など多くの部分が相違しており、一部に共通する箇所があるものの相違部分に比べればわずかなものであって、被告楽曲において原告楽曲の表現上の特徴を直接感得することができるとは認め難い。また、両楽曲は、全体の構成、歌詞の各音に対応する音符の長さ及びテンポがほぼ同一であり、沖縄民謡風のフレーズを含む点で共通するが、これらは募集条件により歌詞、曲調、長さ、使用目的等が指定されており、作曲に当たってこれに従ったことによるものと認められるから、こうした部分の同一性ないし類似性から被告楽曲が原告楽曲の複製又は翻案に当たると評価することはできない。」と判断しました。

また、原告は、依拠性について、「①実質的に同一の楽曲を依拠することなく作曲することは不可能であること、②被告Yに短期間で被告楽曲を独自に作曲する経験及び能力があるとは考えられないこと、」を主張していた他、原告楽曲の完成及びダウンロード先を示した電子メールが原告から被告Zに送信された日時に関して、「③電子メールの送信日時には改ざんの可能性があることから、被告Zを担当者とする被告SEが被告Yと意思を通じ、原告楽曲に依拠して被告楽曲を作曲した」と主張していました。

しかし、裁判所では、「上記のとおり両楽曲が実質的に同一であるとはいえないから、原告の上記①の主張は前提を欠く。また、上記②の主張を基礎付けるに足る証拠はない。さらに、上記③の主張については、証拠（乙1及び乙2の各1、乙

20）及び弁論の全趣旨によれば、原告及び被告Yがそれぞれ被告Zに対し楽曲の完成及びこれが収められたファイルの保存先を電子メールにより伝えたのが、被告Yにおいては平成25年1月18日午前11時10分、原告においては同日午前11時32分であると認められる一方、電子メールの送信日時については、一般的ないし抽象的な改ざんの可能性があるとしても、本件の関係各証拠上、被告らによる改ざんがあったことは何らかがわからない」として、これを認めず、結論として、「その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は全て理由がない。」と判断しました。

6. コメント

被告の著作物が原告の著作物の複製又は翻案に当たるかどうかは、被告の著作物において原告の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することができるかどうかであり、これは、裁判例（江差追分事件 平成11(受)922）などで示された判断基準となっています。

上記江差追分事件は書籍の翻案に関する事件ですが、基本的な考え方は同じなので、本件のような楽曲に関する事件などでも良く採用されています。

また、原告の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できなければ、原告の著作物の複製又は翻案ではないため、依拠性も判断する必要はありませんが、本件では、念のためとして裁判所で判断されています。

依拠性が判断されるのは、被告著作物から原告著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することができるような場合であっても、著作権の特徴から、原告著作物に依拠しないで被告著作物が別個独立に創作された場合には複製権等が及ばないためです（ワン・レイニーナイト・イン・トーキョー事件 最高裁判決昭和53年9月7日）。

本件では、裁判所が、念のためとして判断を示しておくことで、当事者が控訴を行うかどうかの検討等に参考となるように配慮したのかもしれませんが。

なお、本件判決文の詳細につきましては、下記URLをご参照下さい。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/934/085934_hanrei.pdf

1. 事案の概要

本件は、不服2014-26744号事件の審決取消訴訟です。

原告は、平成25年12月20日付で、以下に記載の商標(以下「本願商標」とする。)の商標登録願を行いました。第1716052号「コールマン」に類似するので、商標法4条1項11号に該当するとして拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求しました。

特許庁はこれを、不服2014-26744号事件として審理し、平成27年5月14日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本が原告に送達されました。

原告は、これを不服として本件審決取消訴訟を提起しました。

詳細は、裁判所HPにてご確認ください。

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/754/085754_hanrei.pdf

2. 本願商標



出願番号：商願2013-100128

出願日：平成25年(2013)12月20日

指定商品及び指定役務：第14類

時計、キーホルダー、身飾品

3. 引用商標

引用商標：コールマン

登録番号：第1716052号

出願日：昭和56年(1981)7月14日

登録日：昭和59年(1984)9月26日

指定商品及び指定役務：第14類

時計、時計の部品および附属品

4. 争点

本願商標の商標法4条1項11号該当性の判断の誤り

5. 裁判所の判断

本願商標の商標法4条1項11号該当性の判断の誤りについて

商標の類否判断についてですが、知財高裁は本願商標及び引用商標はいずれも「コールマン」との称呼が生じ、称呼は同一であるとししました。

観念については、原告は昭和51年から日本国内においてアウトドア・キャンプ用品の販売を開始し、原告の日本法人であるコールマンジャパンの年間売上高は平成23年から平成27年にかけては100億円を超えていて、アウトドア・キャンプ用品の業界において著名であるとししました。また本願商標が付された原告商品及びライセンス商品には日用品としても使用可能な商品も多く含まれており、原告はアウトドア・キャンプ用品の業界だけでなく、日用品の取引者・需要者の間でも著名な商標として周知されるに至っているものと認められると知財高裁は認定しました。

指定商品である時計については、原告の時計は、日本国内においては、米国に輸出して販売する目的で製造されている一部を除き、原告及びコールマンジャパンのいずれによっても、製造・販売されていませんが日本国内の需要者等はインターネットサイトを通じて原告が米国において販売している腕時計等を購入することは可能で、実際に購入している者も少なからず存在することが推認でき、原告の腕時計や懐中時計には文字盤等に本願商標が付されていることなどから、原告の時計は、アウトドア・キャンプ用品をはじめとする他の原告の取扱商品ほどは日本市場に浸透していないとしても、時計に係る需要者等は、時計に付された本願商標を見れば原告が経営を多角化して時計の分野にも進出してきたものと捉え、原告のブランドとの観念が生じるものというべきであるとししました。

引用商標の観念についても、コールマンジャパンが平成11年から平成27年に作成した商品カタログには「コールマン」の記載が多数存在しており、需要者は「コールマン」について、原告の

ブランドとの観念も生じるものということができるとし、本願商標及び引用商標のいずれもから、原告のブランドとの観念も生じ、観念は同一であるとしました。

外観については、文字と図形を組み合わせた本願商標とカタカナ文字からなる引用商標とでは外観が類似するとはいえないが、外観の差異は称呼及び観念の同一性をしのぐほどのものではないとして、本願商標と引用商標は出所について誤認混同を生ずるおそれがあり、両商標は類似するものということができる」と知財高裁は判断しました。

6. コメント

本願商標と引用商標からは、いずれも「コールマン」の称呼が生じ、引用商標は商標権者であるリズム時計工業株式会社の商標としてはあまり需要者に認識されておらず、むしろ引用商標においても原告のブランドであるとの観念が生じることから観念も同一であり、外観については類似しているとはいえないが称呼と観念の同一性をしのぐほど著しく相違しているとはいえないので、商標は全体として類似すると知財高裁は判断しました。

原告は、日本の需要者、特に時計に係る取引分野の需要者において片仮名表記の「コールマン」からは、英語表記の「COLEMAN」と併用されていない場合、必ずしも原告のブランドである「Coleman (コールマン)」との観念が生じるとはいえない、原告またはコールマンジャパンに対して出所混同に関する苦情はきていないなどの取引実情についての主張を行っていますが、知財高裁は、「商標法4条1項11号に係る商標の類否は、商標の登録の可否に関わる要件であるから、上記類否を判断する際に考慮すべき取引の実情は、特定の商品等に関わる個別的な事情や、一時的な事情ではなく、当該指定商品全般についての一般的、恒常的な取引の実情であると解すべきであるところ、原告の主張に係る本願商標及びリズム時計による引用商標の使用状況は、これに当たらない。また、原告又はコールマンジャパンに対して出所混同に関する苦情が寄せられていないとしても、現実に出所混同が生じることは商標法4条1

項11号に該当する要件とされていないから、出所混同のおそれを否定することはできない。」として原告の主張を切り捨てています。

称呼や観念が同一でも外観が著しく相違していれば併存登録されている例は確かにあるので、図形を付加したり、字体を変えたりすれば登録できますかという相談を頂くこともあります。

しかしながらこのような登録を認めたのでは、需要者等に混乱が生じないように重複登録を認めないという商標法の趣旨に反するのではという批判が強くあり、またこのような手段で無理矢理登録をうけても、あとから異議申立や無効審判、侵害訴訟等のトラブルに巻き込まれる可能性があるため、私個人としては、あまり無理な登録はお勧めできないので、商標変更が可能であればしたほうが無難だと思います。

しかしながら、企業の皆様は通常本国である程度ビジネスが軌道にのってから外国展開をなされるのが通常なので、日本と同じ商標を中国で登録したいとか、アメリカと同じ商標を日本で登録したいとかの相談を受けた時に、故意か偶然かはケースバイケースですが、似たようなものが登録されてしまっているけれども、商標は変更したくないとの相談を受けるのは割とよくあることです。

本件の原告であるザ・コールマン・カンパニー・インコーポレイテッドは、キャンプ用品の著名ブランドですが、判決文によると日本では昭和51年からビジネス展開をしているとのことですが、引用商標が出願された昭和56年当時は日本国内で周知性は獲得していなかったでしょうから引用商標権者に悪意はなかったものと存じます。

原告からすれば、自己のブランドは日本においても著名で、引用商標権者のブランドよりもずっと有名なのに何で登録できないのだと思っているかもしれませんが、このような登録を認めてしまうと何のための先願先登録主義なのかということになってしまいますので、いくら原告商標が著名であっても、将来にわたり出所混同のおそれを否定できないのであれば登録はできないという知財高裁の判断は妥当だと思います。



中国商標法（「法」）第 15 条は、現在では、商標代理人による無断使用の禁止のみならず、そのブランド所有者との間に他の「先行関係」を有することが認められる者による無断使用の禁止をも規定しています。

第 15 条は、「授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。」こと、また「同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又は

その他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。」ことを言明しています。

第 15 条に基づく保護範囲の拡大は、中国国内での冒認出願との争いにおいて、ブランド所有者達の立場をより一層強化するものとして、ブランド所有者達から歓迎されています。それでもなお、訴訟を行うに当たっては、先行関係が存在することを立証するために、完全な証拠の継続性が現時点では要求されます

（香港の VIVIEN CHAN 事務所からのレターに拠ります）



商標審査における会社名

中国商標局（「CTMO」）の現在の慣行に基づき、標章が会社名から成る場合又は標章が会社名を含んでいる場合であって、この会社名が出願人の名称とは実質的に異なっているような場合には、それと同一の標章の使用及び登録により、商品の出所に関して消費者を誤認させる恐れが生じることから、原則として、そのような標章は登録できません。

具体的には、ブランド所有者達は、CTMO 及び商標評審委員会（「TRAB」）が、「group」や「company」という単語を含んでいる英語の標章は、グループ会社の名称として容易に理解されると考えられ、

また、そのような標章が出願人の名称と整合していないような場合には、その標章の登録に対する無条件での拒絶が提起される可能性が非常に高いという見解を、通常は持っていることに留意しなければなりません。さらにまた、中国の法の下では「という商号でビジネスを行う」、或いは「という商号での通商」という概念が存在していないことから、中国における伝統的な見解によれば、ビジネスの商号は、必ずそのビジネスの会社名でなければならず、商標が会社の登記名から逸脱していれば登録が拒絶されることとなります。

（香港の VIVIEN CHAN 事務所からのレターに拠ります）



2016年5月、北京市高級人民法院民事裁判第三法廷では、当面の知的財産裁判において注意すべき問題が総括、整理され、それぞれ特許、商標などの知的財産事件の裁判で関係する実体面・手続面における若干の問題について、最近施行された最高人民法院の司法解釈（二）と関連させて初歩的な見解が提起されました。当該見解は、北京市内における知的財産裁判活動に対して、直接指導的な役割を果たしますが、その内容は以下の通りです。

1. 事件の技術的事実を明らかにする技術調査官等の役割を十分に発揮させると共に、事件の審理における裁判官の主導的役割を強化

本法廷で2015年に第二審で判決が変更され、又は差し戻された事件について整理したところ、判決が変更され、又は差し戻された特許紛争事件の7割以上が、いずれも技術的事実が明らかにされていない場合に関係することが判明しました。そのため、事件に関係する技術的事実について十分に立証し、法廷審理の手続を通して十分に説明するように、当事者及びその代理人に奨励し、製品の現物及び模型を提出したり、PPTを作成して使用したりするなどの方法で、事件に関係する技術的事項を十分に説明するよう当事者に奨励すべきであると考えられます。

技術調査官の職務上の役割を積極的に追求し、発揮させるようにすべきです。技術調査官は、法廷審理に参加して、事件に関係する技術的事実について意見を述べると共に、合議法廷の評議に出席して技術的事項について意見を述べますが、その作成する技術審査意見は、一事件書類の附属書類に含められ、当事者及び代理人には閲覧されません。しかし、明確にすべき点として、技術調査官は、訴訟活動を補助するに留まり、技術的事実についてのみ支援を提供する存在であるに過ぎず、侵害であるか否か、技術的特徴が同一・均等であるか否か、技術的解決手段が新規性・進歩性を有するか否か、明細書の開示が十分であるか否か、

請求項が明細書に裏付けられているか否かなどの法的な問題については、意見を述べることはできません。知的財産法院において、技術調査官の意見に対する当事者の質問手続が検討されていることは、全市の人民法院、更には全国の人民法院の模範・参考となるでしょう。

2. 特許審決取消行政事件における具体的な問題

◇特許法、特許法実施細則、審査指南の新旧各法の適用について

法が過去に遡及しないことが基本的な原則です。特許出願書類の補正について、それが適法であるか否かの判断には、特許権付与の手続におけるか、或いはその後の無効審判の手続におけるかに関わりなく、原則として、出願日（優先権がある場合には優先日）に施行されていた特許法及び同法実施細則が適用されなければなりません。特許の3要件の判断については、この数年の事件の審理状況から見て、大多数の裁判官には、新法・旧法の適用に誤りがあることは発見されておられません。個別事件の当事者が上訴に際して、新法・旧法の適用の問題を主張することがありますが、第二審では、新法・旧法で条文の内容が実質的に変化しておらず、当事者の実体的権利が害されていないことを理由として、ほぼいずれも判決が維持されています。

◇公知の常識の立証及び制限について

特許審決取消行政事件における公知の常識の証明責任について、審査指南では2つの場合に区別されています。実体審査及び拒絶査定不服審判の手続においては、職権により言及する公知の常識について立証するか、理由を説明する義務を審査官が負っています。無効審判の手続においては、公知の常識を主張する側の当事者が立証責任を負うべきこととされています。実務上現れる問題として、訴訟に持ち込まれる特許審決取消事件では、特許審判委員会が職権により言及する公知の常識に文献の裏付けがないことがあります。事後的な手続である司法審査をする機関として、人民法院

は、やはり行政機関の立証責任を強調しなければなりません。十分に説明すべきであるにも拘わらず説明をしていないものや、立証すべきにも拘わらず立証されていないもので、行政の相手方の実体的権利に確かに影響し得るような審決については、法に基づき、これを取り消さなければなりません。

明確にされるべき点として、公知の常識の認定に当たっては、当事者が主張するという原則を厳守しなければならず、当事者が公知の常識について主張していないとき、人民法院は、通常、公知の常識について、自ら言及することをしてはなりません。実務上、特許審判委員会が無効審判の手續において、職権により公知の常識に言及して特許を無効とするケースがありますが、特許審判委員会の手法を一律に認めたり、請求主義に反するとして、特許審判委員会の審決を全て取り消すことは妥当ではありません。このようなケースを処理する原則として、聴聞原則を満足している、かつ、公知の常識についての言及によって、特許権が確実に無効とされることになる場合には、「特許審判委員会が職権により、公知の常識に言及することは請求主義に反する」と判決において指摘しなければなりません。行政効率と手續の空転を防止する観点から、人民法院は、個別事件ではこれを認めるべきです。しかし、聴聞原則を満足しないものについては、これを取り消さなければなりません。

◇試験データの提出及び採用について

特許審決取消行政事件において、特許出願又は特許技術が既に十分な開示をされていることや、進歩性を有することを証明するために、出願人又は特許権者が試験データを提出することがよくあります。権利付与・無効審判の手續において当事者が提出する試験データについて、特許審判委員会が運用する基準は厳格なものであり、特に明細書において、試験の証拠が提供されていない事件については、出願人及び特許権者からの不満を買っています。1993年審査指南では、明細書に具体的な技術的解決手段のみが記載されており、当該技術的解決手段が試験の結果に依存しなければ成立が証明されないにも拘わらず、試験の証拠が提供

されていないものについては、当該特許は特許法の産業上の利用可能性に関する規定に適合しない、即ち、特許法第22条第4項の規定に違反すると認定しなければならないとされていました。しかし、同審査指南では、出願人が発明の効果及びそれが実施可能であることを証明するために、出願日の後に試験データ及び実施例を補充することが認められると規定されており、これら試験データ及び実施例は、明細書に記載されることはなくとも、出願の証拠として出願包袋に入れられ、産業上の利用可能性を含む特許要件を審査官が審査する際の参考とされることがありました。2001年審査指南では、このようなケースが、特許法の実施可能要件に関する規定に適合しない、即ち、特許法第26条第3項の規定に違反すると見なされるべきとされ、1993年審査指南の上記規定は削除されました。上述しました新法・旧法の適用問題がありますが、このようなケースを処理する原則として、1992年特許法及び同法実施細則並びに1993年審査指南に基づいて出願がされた特許、特許出願に試験の証拠が提供されていないものがあるときは、1993年審査指南に定める場合に適合するとして、出願人が発明の効果及びそれが実施可能であることを証明するために、出願日の後に試験データ及び実施例を補充することを認めなければなりません。進歩性判断において、特許権者が補充する試験データについては、その有益な効果が明細書に明示的又は暗黙的に言及されていれば、その補充された試験データを受け入れなければなりません。その有益な効果が明細書に明示的にも暗黙的にも言及されていなければ、受け入れるべきではありません。出願後に補充する試験データは、特許の先願主義と抵触し得るものであるため、試験データの補充要件を厳格に運用することが必要となり、対応する技術的效果が明細書に必ずしも記載されていて、また、当該試験データが出願日の前の先行技術において、既知の試験条件及び試験方法に従って創作的な労働を要することなく得られるものでなければなりません。

3. 特許民事事件における具体的な問題

最高人民法院により最近公布された司法解釈(二)に関連する問題

◇請求項の選択について

司法解釈（二）の規定によれば、特許が2項以上の請求項を有するとき、権利者は、訴状において根拠を明記して、侵害と訴えられる者がその特許権に係る請求項を侵害したことについて出訴しなければならず、訴状にこれを記載していないか又は記載が明らかでなく、釈明がされてもなお明らかにならないときには、訴えを棄却する旨の決定をすることができます。しかし、注意すべきこととして、この規定は立件の要件についてのものではないので、人民法院は、立件の段階で原告が請求項を明らかにしていないことを理由として、不受理にはなりません。司法実務では、一部の特許権者は特許権の全面的な保護を求めようとして、全ての請求項を選択することがあり得ますが、司法解釈の上記規定には、権利者が全ての請求項を選択する場合に、どのように処理すべきかについて定められていません。原則として、請求項が少ない場合には、通常、権利者が全ての請求項を選択することを認めるべきですが、請求項が多い場合や、又は引用関係が複雑な場合には、担当裁判官は、釈明権を十分に行使して、権利者が適切な請求項を選択するよう積極的に導かなければなりません。このような場合に、権利者がなお全ての請求項を選択することを強く求めるのであれば、北京市高級人民法院の2014年の『特許権侵害判定指南』第2条、第3条の規定に従って、独立請求項を権利の基礎として、その他の従属請求項については審理をしないこととし、合議法廷が無駄な作業をしないでよいようにしても差し支えありません。結局のところ、独立請求項の保護範囲が最も大きいのであるから、侵害と訴えられた行為が、独立請求項の保護範囲に入るか否かに関わりなく、従属請求項に入るか否かまで引き続き審査することは必要ではありません。

◇意匠特許権侵害判断における「デザインの余地」の適用について

明確にすべき点として、司法解釈（二）の規定によれば、デザインの余地は、同一・類似の判断主体、即ち、一般の消費者の有する知識水準によるものです。意匠が同一又は類似であるか否かを判断するに際しては、先ず製品のデザインの余地に

ついて考慮しなければなりません。デザインの余地が大きい意匠については、同一・類似性の判断は厳格な基準によるべきであり、デザインの余地が小さい意匠については、同一・類似性の判断は緩やかな基準によるべきです。デザインの余地についての証明には、各当事者が事件に関係する製品の先行デザインを提出して判断することが必要となり、また、製品の機能、用途も考慮されなければなりません。判決書には、デザインの余地の大小について、裁判官が心証を形成した過程が反映されるか、開示されていなければなりません。要約すると、デザインの余地を適用して、侵害を構成するか否かを判断することが、事件の審理における考え方・手法であることに留意すべきです。

◇間接侵害の認定について

司法解釈（二）には間接侵害について規定されていますが、特許法にいうところの間接侵害は、「幫助、教唆」をする行為であるとして、権利侵害責任法第9条の規定を充足しなければならないとされています。権利侵害責任法第9条第1項には、「他人を教唆、幫助して権利侵害行為を実施させたときは、行為者と連帯責任を負わなければならない」と規定されていますが、つまり、特許法にいうところの間接侵害は通常、直接侵害を前提とすべきものであり、間接侵害者は、直接侵害者と共同侵害を構成していなければなりません。権利侵害責任法第9条の法理の基礎によれば、間接侵害者には、主観的な故意がなければならない一方、直接侵害者は、過失であっても故意であってもよいが、いずれについても権利者が立証責任を負担します。また、直接侵害者が権利侵害を構成すると、既に判定されたことを証明する証拠を特許権者が有しない場合には、その認定する間接侵害者のみを被告とすべきではなく、その認定する直接侵害者と間接侵害者を共同被告としなければなりません。明確にすべき点として、既に先の効力を生じた裁判で、権利侵害を認定された直接侵害者を共同被告としないでもよい場合を除き、先の裁判で権利侵害を認定されていない直接侵害者については、間接侵害者と共同被告としなければなりません。

（いずれも、北京の三友知識産権代理有限公司からのレターに拠ります）

近年、タッチパネルは、銀行など金融機関のATM、自動販売機のような不特定多数が扱う公共性の高いものを始め、携帯電話、携帯情報端末(PDA)、デジタルオーディオプレーヤー、携帯ゲーム機、コピー機、ファクシミリ、カーナビゲーション、パーソナルコンピュータなどのデジタル情報機器を中心に多方面で使用されています。一般的に、タッチパネルには、抵抗膜、音響パルス、超音波表面弾性波、赤外遮光、投影型静電容量、電磁誘導、画像認識等の方式が採用されています。タッチパネルの基本原理は、いずれの方式においても、操作者の手指や先端に導電若しくは誘電加工を施したタッチペンなどといった導電(誘電)体で、タッチパネルの表面に圧力を加えてやることにより、触れられた画面位置の情報を感知して外部へ情報信号として出力します。

しかしながら、操作者の手指によりタッチパネルを操作した場合、タッチペンの使用時と比べ、ピンポイント操作はし易いが、力の加減により、手指とパネルとの接触状態が変化して位置がずれたり、操作者の手指の皮脂や汗によって、タッチパネル表面が汚れ、それにより操作性が劣化したりといった問題がありました。また、従来のタッチペンは、手指により操作する場合に比べ、タッチパネル表面の汚れが付きにくいものの、ペンの先が尖っているものが多く、使い込むうちにタッチパネル表面が傷つき、タッチパネル表面自体や操作性が劣化するなどといった問題がありました。本特許に係るタッチパネル操作具1は、図1に示すように、基本的には嵌着部2及び嵌着部2上に設けられたタッチパネル操作部3から成ります。嵌着部2には繊維に導電加工を施した導電性繊維を使用し、繊維には、メタ系アラミド繊維、ポリフェニレンサルファイド(PPS)繊維、ポリアミド系繊維、フッ素繊維等の耐熱性繊維、ナイロン6、ナイロン66等の脂肪族ポリアミド系繊維、ポリエチレンテレフタレート(PET)繊維、ポリトリメチレンテレフタレート(PTT)繊維、ポリブチレンテレフタレート繊維、脂肪族ポリエ

ステル系繊維、芳香族ポリエステル系繊維、ポリアクリロニトリル(PAN)繊維、PAN系炭素繊維、PAN-塩化ビニル共重合体繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、ポリビニリデン系繊維、ポリビニルアルコール繊維、ポリ塩化ビニル繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ポリウレタン系繊維、ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)繊維、PBT(ポリパラフェニレンペンズビスチアゾール)繊維やPBO(ポリパラフェニレンペンズビスオキサゾール)繊維等のPBZ繊維、複素環高分子系繊維、セルロース(天然、再生、酢酸等)系繊維、蛋白系繊維、ガラス繊維、炭素繊維、アルミナ繊維、ポロン繊維等の様々な繊維が使用可能です。

次に、嵌着部2の素地ですが、パイル地、タオル地、メルトブローン系若しくはスパンボンド系織布、不織布、或いは伸縮性綿布といった布地、綿織物、ポリエステル-ナイロン混紡織物、アクリル織物、ウール織物、レーヨン織物、アセテート織物、或いはポリウレタン織物といった織物、又はポリウレタン/ポリ塩化ビニル合成皮革生地等といったものから選択可能です。図1BにてTは嵌着部2の厚さを示しており、その厚さは0.25~5.0mmが好ましい。0.25mm未満であると、使用するうちに、前記嵌着部2の劣化が早くなり、5.0mm以上であると、タッチパネル操作において、誤作動が起こりやすい。

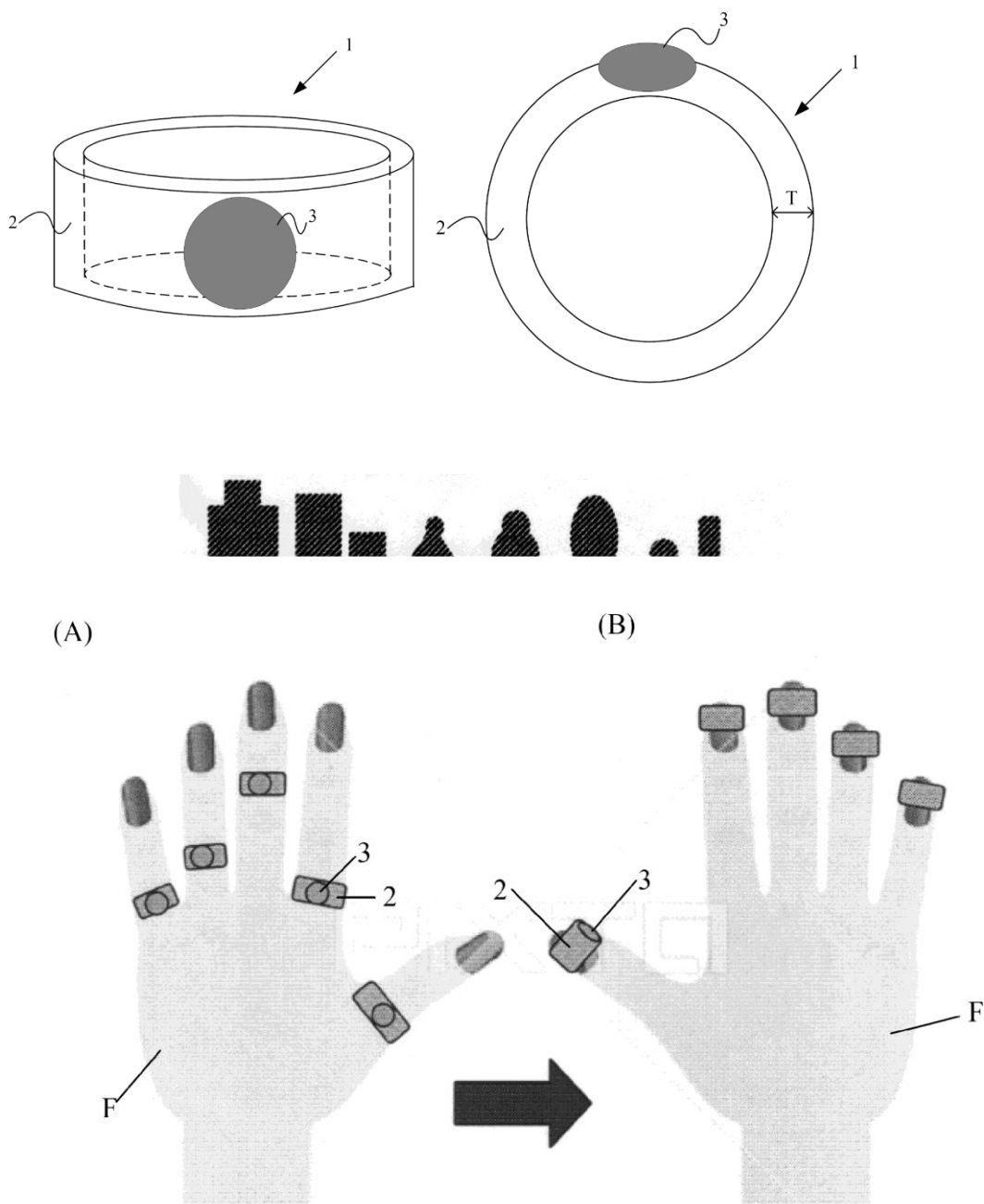
嵌着部に表面加工を施しても良く、嵌着部2の表面に表面加工用塗装料を塗装する形を採る。塗装料には、摺動性、耐磨耗性、剥離性、離型性を保持しつつ、導電性シリコンゴムの導電性をも保持しなくてはならないため、導電性フッ素樹脂、導電性ポリチオフェン系ポリマーを主成分とした樹脂、ポリエーテルエーテルケトン(PEEK)樹脂、アクリル樹脂等が望ましい。

タッチパネル操作部3は、タッチパネル機器を実際使用する際に、タッチパネル画面に直接触れる部分です。操作部3は、図2に示すように、用途に合わせて楕円、円錐形、長方形や正方形などの

四角形、三角形、瓢箪形状などに加工可能であり、またタッチパネルの寸法に合せた形状を適宜採用可能です。更にタッチパネル操作具1については、消臭及び／又は抗菌加工を施すとより良い。その理由としては、使用者自体の皮脂や汗による汚れや臭気、菌の繁殖を防止するためです。消臭及び／又は抗菌加工については、従来技術により予め消臭及び／又は抗菌加工した素地を、嵌着部を成す導電性繊維に編み込み混紡とするほか、タッチパネル操作具1を作成時若しくは作成後に、種々の消臭剤及び／又は消臭剤を塗布、噴霧、浸漬するなどの方法が適宜採用されます。

図3は、タッチパネル未操作時（図3（A））及びタッチパネル操作時（図3（B））における態様を示しており、共に手の甲を上にして示している。本特許に係るタッチパネル操作具を使用する際は、タッチパネル操作部3を表向きにして、嵌着部2を操作手指Fに嵌着して使用します。なお、タッチパネル操作具1の嵌着に関しては、タッチパネル未操作時においては、図3（A）に示すように、タッチパネル操作部3を手の甲側に向けておけば良く、タッチパネル操作時においては、図3（B）に示すように、タッチパネル操作部3を掌側に向ければ良い。

（特許権者：株式会社ライフリング）



後記

2016年も、当IPニュース79号が皆様のお手元に届く7月で下半期突入です。さて、今年の7月と言いますと、7月10日に第24回参議院議員通常選挙が投開票される予定です。参議院議員通常選挙と言いますと、3年ごとに定員の半数を改選することはご存知かと思いますが、この第24回参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられてから初めての選挙であるといわれております。

以前、この選挙権年齢引き下げについて討論していたテレビ番組を見たことがありますが、今年の7月時点で18歳になるであろう高校生が、年長者と対等に討論していた様子を見ると、20何年前に18歳の高校生だった小生だったら、とてもこんな討論できないなと思いました。

こんなことを思いながら、時々あのころの自分だったらどうであろうかとたまには顧みてもみることも良いのではないのでしょうか。

2016年も下半期突入ということで、引き続き当IPニュースもホットなトピックスを取り上げたいと思います。

「アドバンスIPニュース」第79号 発行日：2016年7月1日

編集・発行 アドバンス国際特許事務所

〒107-0072 東京都港区赤坂2-5-7 NIKKEN赤坂ビル8階

TEL 03-5570-6081 E-Mail advance@mx7.mesh.ne.jp